

随意契約内容及び選定理由書

件 名	五反野駅前通り無電柱化予備修正設計その3委託（道路整備課委託第9号）
履 行 場 所	足立区中央本町二丁目26番から弘道一丁目30番先
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 20日 から 令和 6年 3月 19日
契約年月日	令和 5年 4月 19日
契約金額	¥14,597,000円(税込)
予 定 価 格	¥14,890,700円(税込)
概 要	○無電柱化予備修正設計（電共設計） ・電線共同溝予備修正設計 L=420m ・打合せ協議 一式 ○無電柱化予備修正設計（測量設計） ・測量調査 一式

契約の相手方	名称 東電タウンプランニング（株） 住所 東京都港区海岸一丁目11番1号
契約相手方の選定理由	五反野駅前通りの無電柱化は、密集市街地内の歩道のない狭い道路での無電柱化事業として、既に予備設計、詳細設計を行っている。チャレンジ路線であるが故に、地上機器の設置場所確保など、円滑に事業を進めるためには、無電柱化に関する高度な知識と経験が必要不可欠である。 上記事業者は、東京電力パワーグリッド株式会社（電線管理者）の関連企業であり、配線計画を独自で設計する技術を持つ唯一の事業者で、設計に不可欠な電線管理者との迅速かつスムーズな対応を他事業者が同様に行うことは不可能である。また、無電柱化の設計は、地域の意見を組み入れながら対応するため、設計条件に変更が生じることも多く、過年度業務の中で現場条件、設計条件、関係企業との協議経緯を熟知している当該事業者であれば、設計条件に変更が生じた際にも、事業工程全体を見据え円滑に予備修正設計を進めることが可能である。
担 当 課	都市建設部 道・道路整備課
電話番号	3880-5111(2869)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	総合スポーツセンターテニス棟ミーティングルーム空調設備改修工事
履 行 場 所	足立区東保木間二丁目24番13号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 5年 5月 17日 から 令和 5年 6月 30日
契約年月日	令和 5年 5月 16日
契約金額	¥2,596,476円(税込)
予 定 価 格	¥2,618,000円(税込)
概 要	1 空気調和設備工事 本工事はミーティングルームの空調設備改修を行う。 2 撤去工事 空調設備改修に伴い、空調設備機器、その他付属品の撤去を行う。

契約の相手方	名称 富士文化電機(株) 住所 東京都足立区東伊興二丁目1番10号
契約相手方の選定理由	(1) 来館者の安全確保と施設への影響を最小限に留めつつ、迅速にかつ安全性を確保しながら施工できる施工体制を構築できる事業者である。 (2) 区内事業者で、夜間緊急時の対応も可能な技術力と対応力を持っており、指定日までに工事を完了させることができる。 (3) 本事業者は区内公共施設での工事实績が多数あり、施工状況も良好であるなど十分な信頼と実績がある。
担 当 課 電話番号	施設営繕部 東部地区建設課 3880-5111(2885)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	本庁舎7号エレベーターほか5基昇降機改修工事
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目17番1号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 5年 10月 2日 から 令和 7年 2月 21日
契約年月日	令和 5年 9月 29日
契約金額	¥467,500,000円(税込)
予 定 価 格	¥472,956,000円(税込)
概 要	1 昇降機設備工事 (1)昇降機設備工事 一式 (2)撤去工事 一式 (3)産業廃棄物処分 一式

契約の相手方	名称 東芝エレベータ（株） 東京支社 住所 東京都品川区大井一丁目28番1号
契約相手方の選定理由	本工事は本庁舎を運営しながら、6基の昇降機設備を改修する工事である。 工事費の削減及び工期の縮減や騒音・振動の低減を図るため、かご本体、乗り場扉やレールなど、再使用する部材が多いことから、既存の昇降機メーカーしか施工が出来ない。また、施設運営しながらの施工のため、2基並列のエレベーターは、同時に止めることができず、1基ずつ運転させ、同一昇降路内で作業行う必要がある。作業を行う際には、安全対策や複雑な運行管理など、効率良く行う必要があり、それらを可能とするのは既存の昇降機メーカーのみである。加えて、当該事業者は新築時に設置工事を請け負い、その後27年間保守点検業務を受託し、現場も熟知している。そのため、様々な要望に応えたうえで、指定日までに工事を完了することが可能である。
担 当 課	施設営繕部 中部地区建設課
電話番号	3880-5111(3561)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	加賀中学校ガス設備改修工事
履 行 場 所	足立区加賀二丁目25番22号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 5年 6月 7日 から 令和 5年 9月 29日
契約年月日	令和 5年 6月 6日
契約金額	¥8,142,255円(税込)
予 定 価 格	¥8,151,000円(税込)
概 要	(1) ガス管の改修を行う。 (2) (1)に伴う撤去工事を行う(アスベスト除去含む)。 (3) (2)に伴う発生材処理を行う(アスベスト処理含む)。

契約の相手方	名称 東京ガスオールワンエナジー(株) 住所 東京都足立区竹の塚五丁目2番6号
契約相手方の選定理由	ガス事業者による定期点検により令和4年12月26日にガス漏えいが確認されたことを受け、令和5年1月7日に応急修理工事を緊急に実施している。 ガス事業者からは、応急修理工事部分について、今後6か月程度を目安に改善工事をする必要性を指示され、できなければ、ガス供給の安全性が担保できないため供給を中止せざるを得ないと指摘されている。 学校運営をしつつ、生徒の安全を確保するため、緊急工事にて当該工事を実施したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)
担 当 課 電話番号	施設営繕部 西部地区建設課 3880-5111(2953)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	入谷南中学校体育館空調用防災設備設置工事
履 行 場 所	足立区入谷一丁目24番1号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 5年 8月 21日 から 令和 6年 2月 29日
契約年月日	令和 5年 8月 18日
契約金額	¥30,481,000円(税込)
予 定 価 格	¥30,525,000円(税込)
概 要	1 防災設備設置工事 本工事は体育館GHP用の防災設備の設置を行う。 2 付帯工事 本工事に伴う、建築工事、電気工事一式を行う。

契約の相手方	名称 I・T・O株式会社 住所 大阪府東大阪市箱殿町10番4号
契約相手方の選定理由	現在、足立区の小中学校では避難所である体育館にGHPと空調用防災設備のリース契約が導入されている。入谷南中学校は全校導入に先行してGHPのみを導入したモデル校であったが故に、空調用防災設備のリース契約を行っていない。そのため、災害時にガスや電気のインフラ関係が止まった場合に空調運転ができない状況となっている。災害時に区民が避難する体育館の生活環境を維持することは区の責務である。そのため、避難所として指定されている入谷南中学校でも空調用防災設備を配備したい。当該設備は、当事業者の独自の設備であり、他社にはない唯一のものである。特命随意契約にて空調用防災設備の設置を行いたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2953)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	千寿常東小学校スロープ設置その他工事
履 行 場 所	足立区千住旭町１０番３１号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 ５年 ８月 ３１日 から 令和 ６年 １月 ３１日
契約年月日	令和 ５年 ８月 ３０日
契約金額	¥12,737,670円(税込)
予 定 価 格	¥12,766,600円(税込)
概 要	(１) スロープ設置工事 ・ 外部アルミ製品スロープの設置 ・ 昇降口内部スロープの設置 (２) 仮設工事 (３) その他関連工事 ・ 土間コンクリート新設 ・ 既存庇撤去工事 ・ 植栽の枝払い ・ 土壌汚染調査 ・ アスベスト調査

契約の相手方	名称 アビリティーズ・ケアネット（株） 住所 東京都渋谷区代々木四丁目30番3号新宿ミッドウエストビル
契約相手方の選定理由	「こども支援センターげんき」から、千寿常東小学校において、手術を行い車椅子が必要となった児童がいると連絡があり、学校施設管理課からバリアフリー改修依頼があった。調査により校庭と校舎には高低差があり、スロープの設置が必要不可欠であることが確認された。児童は通学を始めており、車椅子が自走できない場所は、教職員が介助して対応している現状があるため、早急に児童の安全な通学経路を確保する必要がある。早期措置を図るため改修工事内容を検討した結果、既に製品化されているアルミ製スロープを設置することが、工期短縮及び価格に関しても有用であると判断した。本事業者は、現在既製品化されているアルミ製スロープを販売している唯一の会社であるため、上記事業者との特命随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）
担 当 課 電話番号	施設営繕部 中部地区建設課 3880-5111(3551)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	花保中学校全体保全計画にかかる二期・三期改修工事設計委託
履 行 場 所	足立区南花畑二丁目41番1号
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 8月 31日 から 令和 6年 2月 29日
契約年月日	令和 5年 8月 30日
契約金額	¥4,917,000円(税込)
予 定 価 格	¥4,917,000円(税込)
概 要	- 二期・三期工事範囲の建築工事、電気工事、機械設備工事実施設計 (校舎棟、体育館、付属棟を含む保全及び改修工事) - 上記に付随する協議、積算等一式

契約の相手方	名称 (株) ニッテイ建築設計 住所 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号
契約相手方の選定理由	昨年度、花保中学校全体保全計画にかかる改修工事の3か年の工事設計委託を行い、今年度一期工事分の発注を行ったが、入札不調となった。限られた工期の中で全体保全計画を進めるために、再度発注時に一期工事の施工内容を削減して発注したため、当初計画していた二期以降の工事内容にも影響が生じることが確実となった。 株式会社ニッテイ建築設計は、昨年度の花保中学校全体保全計画にかかる改修工事設計委託を受注し、設計に必要なデータを全て保有している。工事内容や施工計画等を見直した上で、再度工事図面や内訳を作成する二期以降の改修工事の設計変更を行うにあたり、他の業者よりも委託経費の節減及び設計工期を大幅に短縮する事が可能である。かつ、既に現場の状況も詳細に把握している事から、正確な業務の遂行が期待できる。 以上の点から、本件業務においては当該事業者に委託するのが最適であると考え、特命随意契約を依頼する。
担 当 課 電話番号	施設営繕部 東部地区建設課 3880-5111(2875)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	東伊興小学校体育館内装塗装改修その他工事
履 行 場 所	足立区東伊興一丁目4番15号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 5年 7月 4日 から 令和 5年 10月 13日
契約年月日	令和 5年 7月 3日
契約金額	¥35,604,800円(税込)
予 定 価 格	¥35,604,800円(税込)
概 要	(1) 体育館内装塗装改修工事 ・体育館内装(鉄部、木部、壁)のケレン、塗装 (2) 上記における付帯工事

契約の相手方	名称 (株) OKAPEN 住所 東京都足立区保木間一丁目5番1号
契約相手方の選定理由	(1) 本事業者は、学校の塗装関連工事を多数請け負った実績があり、工事による学校運営や施設への影響も熟知している。そのため、児童等の安全を確保しながら施工できる事業者である。 (2) 本事業者は、工期が限られた緊急工事に対応できる施工体制を持ち、工期までに確実、安全に工事を完了させることが可能である。 (3) 本事業者は、工事場所に近接する地域に事務所があり、有事の際には迅速に現場で対応ができる区内事業者である。
担 当 課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2941)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	本庁舎議員控室間仕切壁改修その他工事
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目17番1号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 5年 6月 16日 から 令和 5年 9月 29日
契約年月日	令和 5年 6月 15日
契約金額	¥8,800,000円(税込)
予 定 価 格	¥8,800,000円(税込)
概 要	1) 既存間仕切壁一部撤去、移設及び新設。 2) 間仕切改修に伴う扉撤去及び新設。 3) 同間仕切改修に伴う電気設備撤去・新設 4) 間仕切改修に伴う室名サインの変更

契約の相手方	名称 小勝工務店(株) 住所 東京都足立区西竹の塚二丁目3番15号
契約相手方の選定理由	(1) 本推薦業者は、議員控室間仕切壁の改修工事を実施した実績もあり、現状を熟知し、工事内容も十分に把握している。そのため、緊急工事で対応せざるを得ない当該工事を、区との調整を密に行い、順調に工事を遂行し、指定日までに工事を完了させることができると認められるため。
担 当 課 電話番号	施設営繕部 中部地区建設課 3880-5111(3565)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	梅島第二小学校屋上防水及び渡り廊下塗装改修工事
履 行 場 所	足立区梅田三丁目27番4号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 5年 6月 19日 から 令和 5年 9月 29日
契約年月日	令和 5年 6月 16日
契約金額	¥12,870,000円(税込)
予 定 価 格	¥13,233,000円(税込)
概 要	(一般塗装) 1) 屋上防水改修工事 2) 渡り廊下改修工事 3) 天井貼替工事

契約の相手方	名称 (株) ワールド工業 住所 東京都足立区花畑三丁目42番15号
契約相手方の選定理由	(1) 過去に当施設で緊急工事を実施しており、施設の仕様や工事による施設への影響も熟知しており、児童の安全を確保し、施設運営、施設への影響を最小限にとどめて施工することが可能である。 (2) 緊急工事となる本工事を工期内で対応できる施工体制があり、技術力も高く、迅速に施工を進める事で、工事を確実、安全に完了させることができる。 (3) 本事業者は、区内施設での工事実績が多数あり、施工状況も良好であるなど十分な信頼と実績がある。
担 当 課 電話番号	施設営繕部 西部地区建設課 3880-5111(2935)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	興本扇学園東校舎屋上防水改修その他工事
履 行 場 所	足立区扇三丁目22番1号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 5年 7月 21日 から 令和 5年 10月 27日
契約年月日	令和 5年 7月 20日
契約金額	¥66,000,000円(税込)
予 定 価 格	¥66,181,500円(税込)
概 要	1) 屋上防水改修工事 2) 外壁改修工事 3) 内装復旧工事 4) 体育館付帯工事 5) 外部底補修工事

契約の相手方	名称 (株) 似鳥工務店 住所 東京都足立区西伊興三丁目2番24号
契約相手方の選定理由	(1) 期限の限られた夏休み中の緊急工事となる本工事に対応できる施工体制があり、迅速に施工を進める事で、工事を工期内に確実、安全に完了させることができる。 (2) 本事業者は学校工事の実績が多数あり、工事による学校運営や施設への影響も熟知している。施工状況も良好であり、児童等の安全を確保しつつ、学校運営、施設への影響を最小限にとどめて施工することができる。 (3) 本事業者は、当該工事の有事の際には迅速に現場対応ができる技術力があり、工事場所に近接する地域に事務所がある区内事業者である。
担 当 課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2945)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区梅田八丁目複合施設新築工事設計業務委託
履 行 場 所	足立区梅田八丁目 13 番
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 1月 26日 から 令和 7年 8月 29日
契約年月日	令和 6年 1月 25日
契約金額	¥345,960,000円(税込)
予 定 価 格	¥346,084,200円(税込)
概 要	委 託 概 要 ・新築工事の基本実施設計（修景施設の築造、改修整備を含む） ・土地・家屋所有者調査業務 ・家屋調査（事前事後）調査計画業務 ・樹木調査業務 ・測量調査業務 ・地盤調査業務 ・各種調査業務 ・上記に伴う関連業務

契約の相手方	名称 tomito architecture・川見拓也建築設計事務所設計共同企業体 住所 東京都世田谷区玉川田園調布一丁目5番7号フィールド501
契約相手方の選定理由	本業務は、令和4年3月に策定した「梅田八丁目複合施設基本構想・基本計画」の内容に基づき、基本設計・実施設計を進めていくものである。業務委託者には、高度な知識・技術・経験・創造力・意欲・取組み姿勢・取組み体制を有した事業者を選定することが必要で、価格競争だけでなく、総合的な評価によって技術力と独創性を持つ事業者をプロポーザル方式により選定することが必要である。 上記理由から、梅田八丁目複合施設設計業務委託について、公募型プロポーザル方式を採用し、その選定委員会において、業務委託先として最も相応しいとされた本事業者との随意契約を依頼するものである。
担 当 課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2935)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	鹿浜災害備蓄倉庫ほか1か所解体工事
履 行 場 所	足立区鹿浜二丁目24番3、4号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 6年 1月 25日 から 令和 6年 7月 31日
契約年月日	令和 6年 1月 24日
契約金額	¥41,008,000円(税込)
予 定 価 格	¥41,008,000円(税込)
概 要	(1)敷地内建築物の解体工事(災害備蓄倉庫、燃料庫) (2)外構工作物の一部撤去工事 (3)アスベスト含有建材ほか撤去工事 (4)解体後敷地整備工事

契約の相手方	名称 (株) ショキタ 住所 東京都足立区鹿浜六丁目35番2号
契約相手方の選定理由	旧鹿浜西小学校の跡地には商業施設を誘致する予定である。周囲の交通量の増加に伴い、渋滞や交通事故の発生リスクを懸念する地域の声が高まる中、区として、鹿浜災害備蓄倉庫及び鹿浜二丁目児童遊園を解体し、旧鹿浜西小学校の敷地南側の道路を拡幅する必要性を判断した。 鹿浜災害備蓄倉庫及び鹿浜二丁目児童遊園は旧鹿浜西小学校の敷地の西側に隣接しており、現に施工中の工事と交錯する箇所での工事である。本事業者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑な施工を確保するうえで有利と認められるため、特命随意契約にて鹿浜災害備蓄倉庫及び鹿浜二丁目児童遊園の解体工事を行いたい。
担 当 課 電話番号	施設営繕部 西部地区建設課 3880-5111(2945)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	竹の塚地域学習センター冷温水発生機煙道改修その他工事
履 行 場 所	足立区竹の塚二丁目25番17号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 5年 12月 1日 から 令和 6年 3月 22日
契約年月日	令和 5年 11月 30日
契約金額	¥12,903,000円(税込)
予 定 価 格	¥13,560,800円(税込)
概 要	1 煙道改修工事 冷温水発生機及び非常用発電機の煙道を新設する。 また、付帯する水抜き管、伸縮継手を設置する。 非常用発電機の煙道には、既設サイレンサーを再利用する。 既設煙突の頭頂部及び5階空調機械室内の点検口に金属板を取り付け、 石綿の封じ込め作業を行う。 2 仮設工事 煙道新設用及び既設煙突石綿封じ込め作業用の足場を屋外各所に設置する。 また、冷温水発生機の停止時に、必要な居室へ仮設暖房（電気式）を設置する。 3 撤去工事

契約の相手方	名称 産栄空調（株） 住所 東京都足立区新田二丁目4番21号
契約相手方の選定理由	（1）平成21年度に実施した当該施設の冷温水発生機交換工事を請け負った事業者である。今回の緊急工事施工個所の状況を熟知しているため、利用者及び職員の安全を確保し、早急な施工を行うことができる。 （2）工期が限られる緊急工事に対応できる技術力と、社内施工体制を持つ事業者である。施設運営への影響を最小限に留めつつ、迅速かつ柔軟に施工が可能のため、工事を工期までに確実に完了させることができる。
担 当 課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2953)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	東伊興小学校ゴムチップ舗装補修工事
履 行 場 所	足立区東伊興一丁目4番15号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 6年 2月 2日 から 令和 6年 3月 8日
契約年月日	令和 6年 2月 1日
契約金額	¥4,620,000円(税込)
予 定 価 格	¥4,620,000円(税込)
概 要	1) ゴムチップ舗装補修工事 校庭犬走りゴムチップ舗装補修 2) 上記における付帯工事

契約の相手方	名称 太和工業(株) 住所 東京都足立区鹿浜六丁目36番17号
契約相手方の 選定理由	(1) 本事業者は、緊急で当該工事と類似する植栽帯のある歩道の施工も行う、区内の道路施設保守点検作業委託を請負っている業者であり、迅速に樹木の根の処理も適切に対応しながらの施工が可能である。 (2) 本事業者は区内施設での直近年度で類似工事实績が多数あり、施工状況も良好であるなど十分な信頼と実績がある。 (3) 本業者は前年度優良工事施工業者に選定されており、学校工事の評価も高く、施設運営を行いながら、施設利用する区民や児童の安全に配慮しつつ、限られた工期の中で工事を確実に完了させることができる。
担 当 課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2941)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	新田地域学習センター電話設備改修工事
履 行 場 所	足立区新田二丁目2番2号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 6年 3月 4日 から 令和 6年 3月 29日
契約年月日	令和 6年 3月 1日
契約金額	¥3,729,000円(税込)
予 定 価 格	¥4,087,600円(税込)
概 要	新田地域学習センター電話設備改修工事一式 (1) 構内交換設備工事 (2) 撤去工事 (3) 建設副産物処理

契約の相手方	名称 足立通信工業(株) 住所 東京都足立区千住一丁目11番2号
契約相手方の選定理由	施設を適正に運営していくためには、早急に電話設備を改修し、電子交換機の障害を取り除くことが必要である。 (1) 本事業者は、当該施設設備の保守点検を実施しており、施設の電話設備に精通している。今回の緊急工事施工個所の状況も熟知しているため、施設運営への影響を最小限に抑え、利用者及び職員の安全を確保しつつ、迅速に当該工事を施工することができる事業者である。 (2) 工期に限られる緊急工事に対応できる技術力と、社内施工体制を持つ事業者である。迅速かつ柔軟に施工が可能なため、工事を工期までに確実に完了させることができる。
担 当 課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2955)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区生物園大温室安全対策設置その他改修工事
履 行 場 所	足立区保木間二丁目17番1号
分類業務区分	工事
契 約 期 間	令和 6年 1月 31日 から 令和 6年 3月 15日
契約年月日	令和 6年 1月 30日
契約金額	¥5,447,684円(税込)
予 定 価 格	¥5,745,300円(税込)
概 要	1) 擬岩壁面周囲へ墜落事故防止ネットの設置 一式 2) デッキ床劣化部改修 一式

契約の相手方	名称 五十嵐工房株式会社 住所 東京都足立区西伊興二丁目11番5号
契約相手方の選定理由	(1) 当該施設の指定管理者からの改修工事を請け負った経歴があり、施設の構造や実状をよく把握している。迅速な判断、施工体制を整えることができ、施設利用者の安全を確保しつつ、施設運営への影響を最小限にとどめて早期に施工することができる唯一の事業者である。 (2) 将来的な擬岩部改修を見込んでいた中で、複数回現地調査を行っているとともに施工要領などを把握しており、特殊な施設においても迅速に工事を実施できる事業者である。
担 当 課	施設営繕部 東部地区建設課
電話番号	3880-5111(2875)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当